

「別居家族への訪問介護サービス提供届出書」の 提出について

1 介護保険制度の趣旨

高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることであり、**家族介護への負担軽減**を目的としています。

2 同居家族への訪問介護サービス提供

【同居家族の場合】

指定居宅サービス等の人員基準で同居家族である利用者に対する訪問介護サービスを提供することを禁止しています。

（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 15 年 3 月 14 日・厚生労働省令第 28 号）」第 25 条）

訪問介護員の居宅が同一敷地内にある場合は、行き来が頻繁で生計が同一であるなど同居と同じ状態であれば、別棟であっても同居とみなします。

また、別居であっても通常別居家族宅に泊まりこんでいる場合も同様です。

3 北九州市の別居家族による訪問介護サービス提供に対する考え方

別居家族による訪問介護サービス提供について、本市の考え方は次のとおりです。

- ① 家族への訪問介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供されていること。
- ② 訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の身体介護を主たる内容としていること。
- ③ 別居家族によるサービス提供をしている訪問介護員は、他の利用者へのサービスも提供していること。

4 北九州市における別居家族サービス提供における不適切事例

福岡県の実地指導や情報提供等により、過去に下記のような不適切な事例があることが明らかになりました。

- 利用料の1割自己負担額が家族ヘルパーの給料から引かれている。
- ヘルパーが保険給付として行う内容と、その後居宅に留まり家族として親を介護する内容が不明確である。
- 居宅サービス計画や訪問介護計画に基づくサービス提供が行われていない。
- 家族以外の利用者にはサービス提供を行っていないなど家族を中心にサービスを提供しており、しかも利用時間が長い傾向がある。
- 指定訪問介護事業者の中には、積極的に必要如何に関わらず、家族へのサービス提供を勧奨している。(⇒実際はサービス提供を行っていないにも関わらず、保険請求をしていた事例があった。)

など

5 別居家族が訪問介護サービスの提供を行う場合

別居家族が訪問介護サービスの提供を行う場合については、北九州市介護保険課に「別居家族への訪問介護サービス提供届出書」(別紙)を提出してください。

※ この届出は、事業者において適切にケアプランに位置づけが行われているか確認させていただくものです。

なお、利用者の認定有効期間満了日以後も引き続き、別居家族による訪問介護サービスの提供を行う場合は、あらためて届出書の提出をお願いします。

6 家族の範囲(民法第877条に基づく相対的扶養義務者と絶対的扶養義務者)

- ① 三親等内の血族(子、兄弟姉妹、孫等)
- ② 配偶者
- ③ 三親等内の姻族(子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、孫の配偶者等)

7 送付先

(Eメール送付先)

送付先アドレス (介護保険事業者専用アドレス)

ho-kaigo-support@city.kitakyushu.lg.jp

(郵送先)

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局介護保険課事業者支援係